

補助対象事業 - 例

例1

飲食店がテイクアウトなどの業態転換を図るために、新たな商品開発やリサイクル可能な容器などを導入・開発し、感染症防止対策と環境に配慮したビジネスモデルとして販路拡大を目指す取組み



例2

在宅勤務が推進される中で、通信環境を整えて店舗内にコワーキングスペースを設置し、集客につなげる取組み

例3

飲食店等がタクシー事業者と連携して地域での宅配サービスを開始する取組み



例4

学習塾や教室事業（ヨガ、料理、小物作成）などで、オンラインによる配信授業を開始する取組み

例5

キャッシュレス化の導入を目指す取組み



例6

タクシー事業者が宅配サービスを実施するために、車内に保冷・保温設備を導入する取組み

よくあるご質問



既に取組みを実施した感染防止対策は対象になりますか？

A 感染防止対策は、既に実施している事業者を踏まえ、令和2年4月以降の取組みを対象とします。ただし、「販路拡大・新サービス展開等のビジネスモデル」に関する新たな提案も必要となります。



補助金を使って新規で創業を行っても良いですか？

A 審査決定通知を受けてから交付申請を行うまでの間に新たに法人を設立する場合や開業届を提出する場合も対象とします。



グループでの経理はどのようにすれば良いですか？

A グループ内で代表事業者を決定してください。西東京市からは当該代表事業者に対して補助金を交付しますので、その後の精算手続きは事業者間の取り決めにより行ってください。



いくつかのグループに所属している場合、複数回補助金を受けることはできますか？

A 同一の事業者が複数の事業者グループに参加することにより、補助金の重複交付などが想定されるため、1事業者あたり2グループまでとします。



補助金を使って購入した備品を事業終了後に処分しても良いですか？

A 1品目10万円を超える備品は、原則として10年間処分しないでください。10年以内に処分する場合はあらかじめ市長の承認を得る必要があります。処分により利益を得たときは、当該備品に対し交付された補助金の一部返還を求められます。

注意事項

補助事業の内容及び経費等を変更する際は、事前の承認が必要です。
 ◆補助金の支払いは、原則提案事項の取組みを実施後の実績報告をもって行います。
 ◆補助金の概算払い（先払い）については、交付決定額の2分の1を超えない額までとなります。概算払いを希望する場合は、交付申請書提出時に理由書を添えて提出してください。

◆以下の経費は補助対象外となりますのでご注意ください。
 ×汎用性の高い商品の購入（本事業のために専用で使うことが明確に証明できないもの）
 ×商品券等のプレミアム経費、値引き分の経費
 ×建築確認が必要となる店舗改装
 ×役員の報酬や従業員の人件費（ただし、提案事業の取組みを実施するために新たに雇用する従業員等は、人件費の上限額まで対象。）